

# 三木市立小中学校の学校再編に関する 実施方針

令和元年10月3日  
(令和2年2月18日一部改定)  
(令和3年1月20日一部改定)

三木市教育委員会

## 目 次

はじめに 学校再編の背景と目的	1
<b>第1章 学校規模・学校配置の現状と課題</b>	<b>2</b>
1 学校規模の推移	2
(1) 現在（令和元年度）の学校位置	
(2) 現状の児童生徒数等	
(3) 児童生徒数の人口推移	
2 三木市の子どもの人口予測	5
<b>第2章 国の学校規模・学校配置の基本的な考え方</b>	<b>6</b>
1 国や法令等による適正規模の考え方	6
(1) 学級数の標準	
(2) 小規模校の影響	
(3) 過小規模校の影響	
(4) 望ましい学級数の考え方	
2 国や法令等による適正配置（通学条件）の考え方	7
(1) 通学距離による考え方	
(2) 通学時間による考え方	
3 統合等により期待される効果（過去の統合事例から）	8
(1) 児童生徒の学習上の効果	
(2) 児童生徒の生活上の効果	
(3) 指導体制・方法上の効果	
4 学校規模適正化に係る配慮について	8
(1) 教育的な観点	
(2) 地域コミュニティとの関係性	
<b>第3章 三木市における学校規模・学校配置の考え方</b>	<b>9</b>
1 学校再編の基本的な考え方	9
2 三木市のめざす適正規模、適正配置	9
(1) 適正規模	
(2) 適正配置（通学条件）	
3 三木市の学校の現状	10
4 喫緊の課題への対応	11
(1) 志染中学校	
(2) 星陽中学校	
(3) 吉川4小学校	
(4) 統合実施計画表	
<b>第4章 小中一貫教育の導入及び推進</b>	<b>13</b>
1 国の小中一貫教育の考え方	13
(1) 小中一貫教育とは	
(2) 小中一貫教育が求められる背景・理由	
(3) 小中一貫教育の特徴	
2 三木市のめざす小中一貫教育	14
(1) 小中連携教育から小中一貫教育へ	
(2) 施設一体型の小中一貫教育を行う学校づくり	
(3) 5つの校区に再編するイメージ図	
3 その他の研究課題	16
(1) コミュニティ・スクール	
(2) 小規模特認校	
<b>おわりに 学校教育の将来を見据えて</b>	<b>17</b>
<b>参考資料</b> 学校再編検討会議 提言書（令和元年8月22日）	
学校再編検討会議 提言書（令和2年1月20日）	

## はじめに 学校再編の背景と目的

グローバル化や絶え間ない技術革新等により、社会全体が急速に変化しており、将来の予測が困難な時代となっています。

また、子どもの出生率の低下が続き、人口減少社会へと進む中、少子化に対応した学校規模の適正化は全国的な課題となっており、文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」を平成27年1月に策定しました。

本市では、「ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成」を基本理念とした教育を進めてまいりました。今後も、これまでに培ってきた学力向上に向けた取組や人権教育をはじめとする心の教育を継承しつつ、これからの社会の変化に柔軟に対応し、自ら考え、自ら判断し、自ら行動する資質や能力を育むため、「生き抜く力を育む教育」を推進していきます。

現在三木市内には、小学校16校、中学校8校、特別支援学校1校があり、多くの学校で児童・生徒数が減少しています。国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年には三木市の5歳から14歳までの人口が合計約3000人になると予想され、2015年と比べると、約54%減となる可能性が指摘されています。とりわけ、志染中学校区、星陽中学校区、吉川中学校区は小規模化が進み、教育活動への制限が多く見られ、早急な対応が必要であると考えます。

平成27年8月に開催した総合教育会議において、学校の適正規模・適正配置について協議が開始され、平成29年3月には、学識者や地域代表、保護者、学校関係者を委員として、学校環境あり方検討会議（現：学校再編検討会議）を組織し、三木市の学校のあり方について本格的な協議を開始しました。また、保護者や地域の方のご意見をお聴きする「地域部会」を発足させ、保護者や地域の代表者による意見交換や議論も重ねました。

学校再編検討会議では、計9回の審議を経て、令和元年8月22日に「三木市の学校再編について」の提言書を策定し、教育委員会に提出されました。

三木市教育委員会では、学校再編検討会議が示した提言書の内容を尊重しながら、喫緊の課題とされる学校の統合や小中一貫教育を行う学校への再編について協議を重ね、これからの三木市の学校のあり方の羅針盤となる「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」を策定いたしました。今後も児童・生徒数の減少が予想される中、三木市では、これまでの「小中連携教育」の取組の成果を十分に活用しながら、より効果の高い施設一体型の「小中一貫教育」を目標として、調査、研究、検討を進めてまいります。

令和元年10月3日

三木市教育委員会

## 第1章 学校規模・学校配置の現状と課題

### 1 学校規模の推移

#### (1) 現在（令和元年度）の学校位置

三木市には、酒米山田錦をはじめとする稲作地帯が広がるほか、西日本で一番多い25のゴルフコースが点在しています。市の南西部には古くから金物産業で発展した市街地があり、南部には約50年前から開発が始まった住宅地があります。同じ市内であっても、異なる地域性があり、その中に小学校16校、中学校8校、特別支援学校1校の計25校を設置しています。

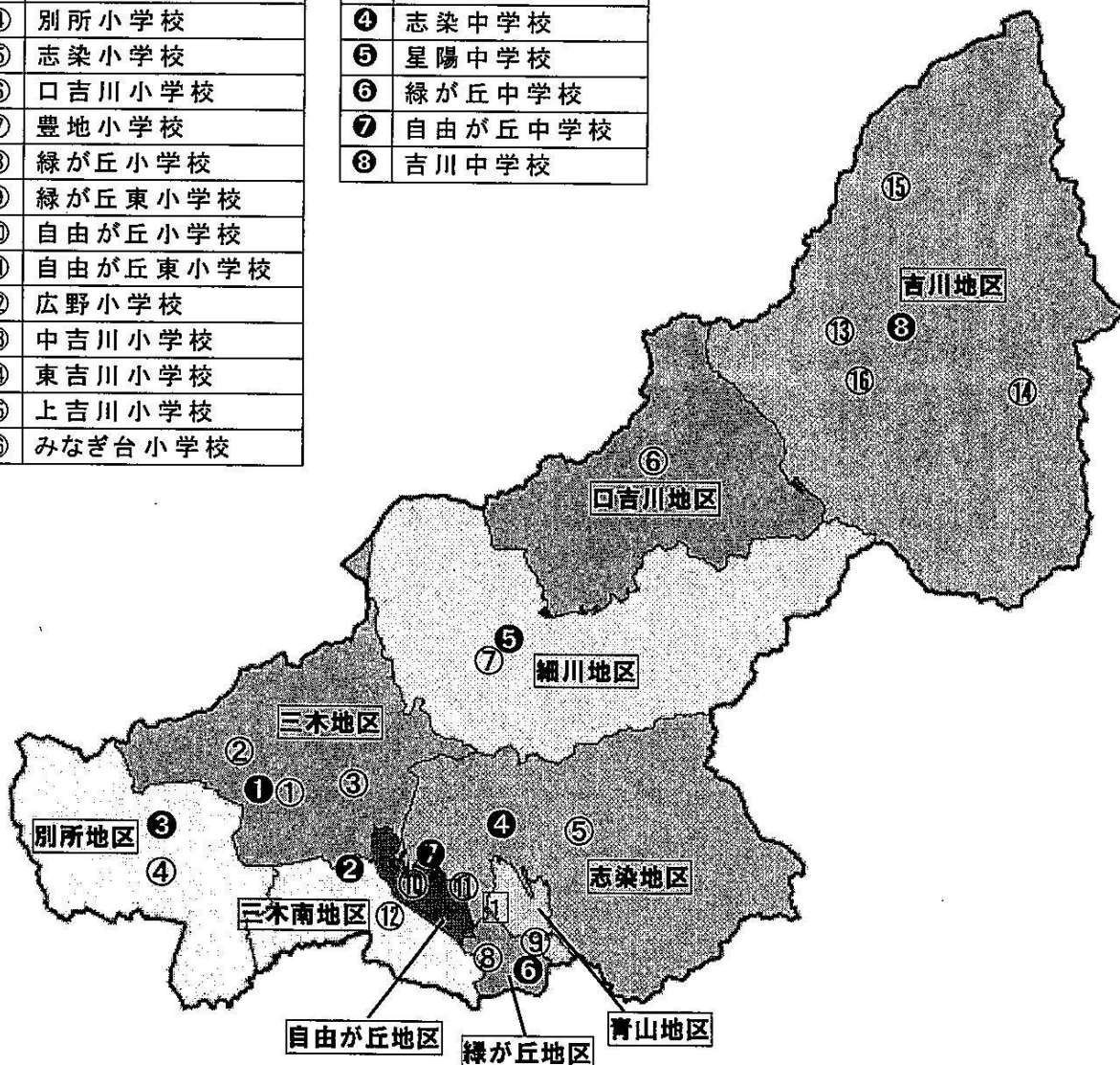
市街地や住宅地には、適正規模とされる学校がありますが、それ以外の多くは小規模な学校です。

図表1 学校名及び学校位置

小学校	
①	三樹小学校
②	平田小学校
③	三木小学校
④	別所小学校
⑤	志染小学校
⑥	口吉川小学校
⑦	豊地小学校
⑧	緑が丘小学校
⑨	緑が丘東小学校
⑩	自由が丘小学校
⑪	自由が丘東小学校
⑫	広野小学校
⑬	中吉川小学校
⑭	東吉川小学校
⑮	上吉川小学校
⑯	みなぎ台小学校

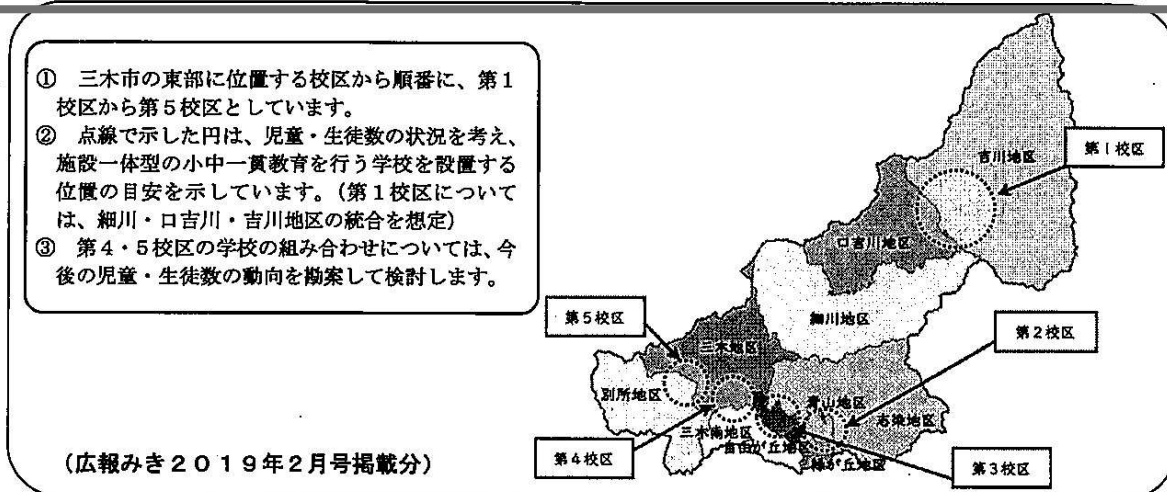
中学校	
①	三木中学校
②	三木東中学校
③	別所中学校
④	志染中学校
⑤	星陽中学校
⑥	緑が丘中学校
⑦	自由が丘中学校
⑧	吉川中学校

特別支援学校	
①	三木特別支援学校



(3) 5つの校区に再編するイメージ図

次のイメージ図は、広報みき2019年2月号に掲載したものであり、施設一体型の小中一貫教育を行う学校を設置する位置については、学校再編に関する実施方針を踏まえ、今後、検討していきます。(令和2年2月18日改定)



3 その他の研究課題

(1) コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度を導入した学校)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に取り入れ、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

子どもたちの生きる力は、地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれていくものと考えます。また、地域や社会を支える子どもたちを育成するためにも、地域や社会との協働体制を構築していく必要があります。コミュニティ・スクールは、そのための有効な手段であると考えます。したがって、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールのあり方について研究し、実質的に地域と連携する学校づくりの導入を検討していく必要があると考えています。

(2) 小規模特認校

小規模特認校とは、従来の通学区域(校区)は残したままで、市が定める特定の学校について、通学区域に関係なく当該市内のどこからでも就学を認める制度です。

特色ある教育を推進している小規模特認校においては、きめ細かな教育活動を行うことによって、児童生徒に確かな学力や豊かな人間性を育むことが期待できます。また、校区外からの就学を認めて児童生徒数の増加を図ることで、より多様な人間関係が生まれ、授業や行事が活性化することで、教育の質を高めることが期待できます。

第1校区に設置を予定している学校については、引き続き小規模な学校であることが予想されるため、小中一貫教育の研究に加え、特色ある教育の実施についても研究を進め、小規模特認校制度の導入の検討を行う必要があると考えています。